

平成 31 年度  
アイランドシティ整備事業  
環境監視計画

平成 31 年 3 月

国土交通省九州地方整備局  
福岡市港湾空港局  
博多港開発株式会社

アイランドシティ整備事業 環境監視計画は、事業の経緯、これまでのアイランドシティ環境監視結果、工事予定及び背後地域の環境の状況を踏まえ、次のとおり定める。

なお、アイランドシティ整備事業は、国土交通省九州地方整備局、博多港開発株式会社、福岡市の事業であるが、アイランドシティ整備事業に係わる環境監視は、福岡市が代表して実施しているものである。

## 1 アイランドシティ整備事業の経緯

### (1) 事業計画と環境影響評価

- ・平成 元年 7月 博多港港湾計画改訂（陸続きの埋立から島形式への変更）
- ・平成 5年 4月 環境影響評価実施要綱，公有水面埋立法に基づく環境影響評価
- ・平成 6年 4月 公有水面埋立免許取得
- ・平成13年 4月 環境影響評価レビュー

### (2) 環境監視

- ・平成 6年 6月 アイランドシティ環境モニタリング委員会設置
- 7月 工事着工，環境監視（環境モニタリング）の開始
- ・平成21年 3月 大気質，海生生物，地形，植物の監視を終了
- ・平成31年 3月 鳥類の監視を終了
- 4月 騒音，水質（2項目）の監視を継続

### (3) アイランドシティの整備

- ・平成13年 アイランドシティの外周護岸が概成
- ・平成14年10月 アイランドシティ1号線の一部開通
- ・平成15年 9月 C1コンテナターミナルの供用開始
- ・平成17年12月 「照葉のまち」住宅入居開始（香椎照葉1丁目）
- ・平成19年 4月 照葉小学校開校（香椎照葉2丁目）
- ・平成20年 4月 照葉中学校開校（香椎照葉2丁目）
- 10月 C2コンテナターミナルの一部供用開始（岸壁から150mまで）
- ・平成22年 1月 C2コンテナターミナルの拡張（岸壁から350mまで）
- ・平成25年 3月 あいたか橋（海上遊歩道）開通
- ・平成26年 3月 海の中道大橋 4車線化，アイランドシティ1号線 6車線化
- ・平成29年 4月 C2コンテナターミナル全面供用開始（岸壁から500mまで）
- ・平成30年11月 C2岸壁延伸工事着手
- ・平成31年 4月 照葉北小学校開校予定（香椎照葉7丁目）

## 2 環境監視（事後調査）の目的

### （1）環境影響評価書における環境監視計画（抜粋）

#### 第2章 環境監視計画

本事業の実施にあたっては、適切な環境監視を行い、環境の保全に努める。

埋立工事中については、事業者の責任のもとに監視体制を整備し、公害の防止に係る大気質、水質、騒音、振動監視を行い、異常な事態が予想された場合もしくは発生した際には原因を追求し、すみやかに所要の措置を講じ、被害の拡大防止に万全を期すものとする。また、必要に応じて補助監視点を設けるものとする。

また、自然環境の保全に係る海岸地形、鳥類、海生生物についても監視を実施するものとする。

埋立竣功後についても、必要な事項について引き続き環境監視を行うものとする。

#### 事後調査とは

選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査。（環境影響評価法に基づく基本的事項より（環境庁告示第87号、平成9年12月12日、最終改正：平成26年6月27日環境省告示第83号））

## 3 環境監視の体制と役割

### （1）事業者

- ・整備事業と環境保全対策
- ・環境監視計画の策定
- ・環境監視、監視結果の評価

### （2）アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会

委員会は次の事項について指導、助言を行う。

- ・環境監視計画の策定に関すること。
- ・環境監視結果の評価に関すること。
- ・上記の評価を踏まえた対策に関すること。

（アイランドシティ整備事業環境モニタリング委員会設置要綱第3条）

#### 4 平成31年度 工事概要 及び 環境監視

##### 工事概要

岸壁 (-15m) 及び市5の3工区の工事について環境監視を行う (図1)。

工 区	工事内容
岸壁 (-15m) ※	床掘, 基礎捨石, 裏込・裏埋雑石, ジャケット据付, 鋼管杭打設 等
市3の2の2	二次覆土
市4の3	二次覆土, 覆土撤去
市5の3	覆土撤去

※事業主体は国土交通省九州地方整備局

##### 騒音 ( $L_{A5}$ または $L_{Aeq}$ )

(1) 工 事

- ・市5の3工区西側の覆土撤去

(2) 監視地点

- ・市5の3工区南側の住宅地 (CO<sub>2</sub>ゼロ街区)
- ・東側対岸の香住ヶ丘

(3) 監視頻度

- ・住居等に影響が考えられる時期に月1回程度

(4) 監視項目

5%騒音レベル ( $L_{A5}$ ) または等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

(5) 監視基準

工事内容	監視基準
特定建設作業に準じる作業	85dB ( $L_{A5}$ ) 以下
その他の作業	60dB ( $L_{Aeq}$ ) 以下

##### 水質 (SS)

(1) 工 事

- ・岸壁 (-15m) 築造

(2) 監視地点

- ・地点 M-2

(3) 監視頻度

- ・水質に影響が考えられる時期に月2回程度

(4) 監視項目

- ・SS (浮遊物質)

(5) 監視基準

地点	M-2
事前調査結果	6 mg/L
監視基準	工事による寄与濃度 10mg/L 以下
監視基準値	16mg/L

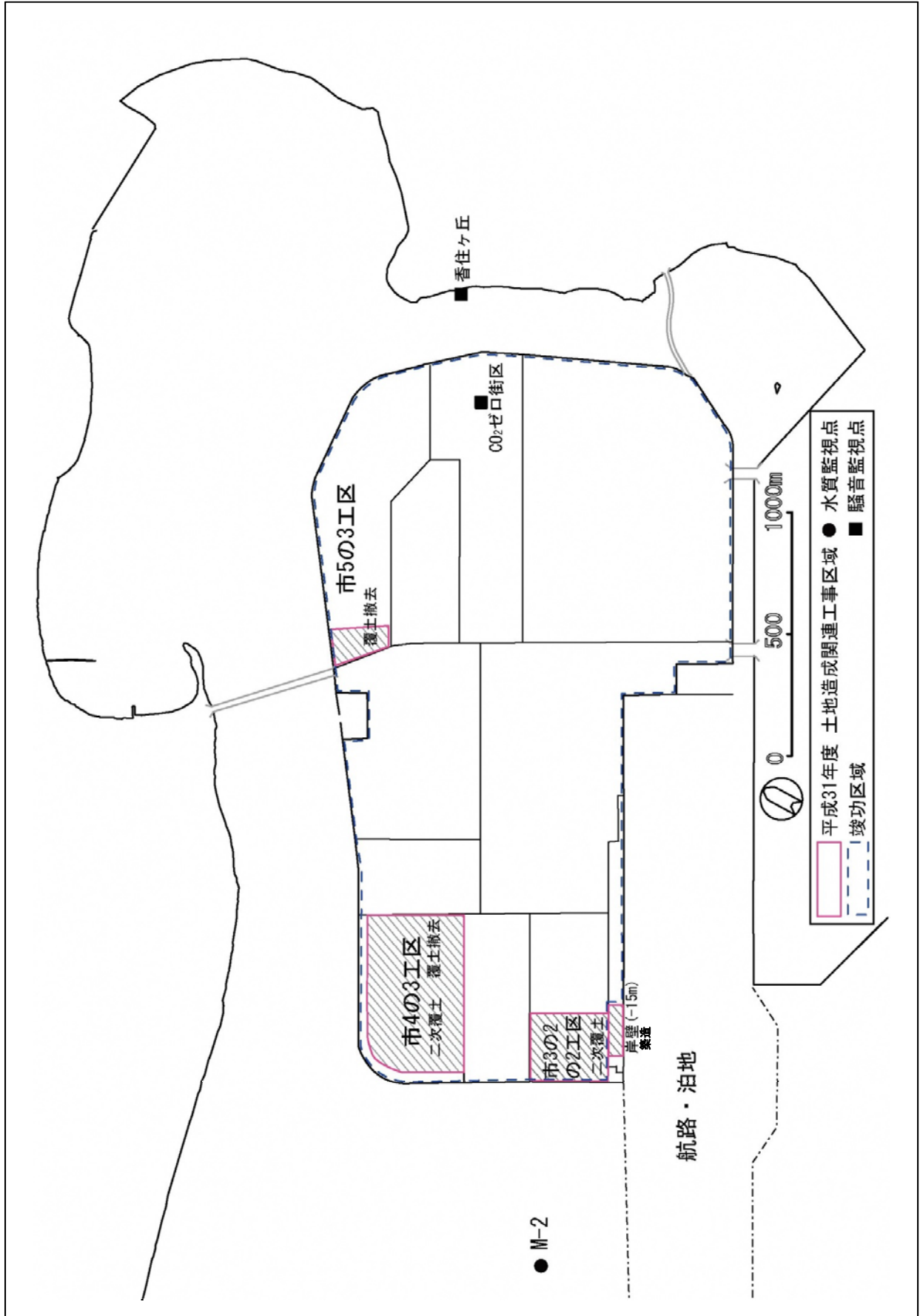


図1 平成31年度 工事予定箇所，監視地点位置(水質，騒音)